

平成25年1月30日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官 押川誠

平成24年(ワ)第4162号弁護士報酬請求事件

口頭弁論終結日 平成24年12月19日

判 決

神奈川県藤沢市

原 告

同訴訟代理人弁護士 大 川 隆 司

同 中 込 泰 子

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

被 告 藤 沢 市

同 代 表 者 市 長 鈴 木 恒 夫

同訴訟代理人弁護士 川 端 和 治

主 文

1 被告は、原告に対し、金400万円及びこれに対する平成24年8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、金400万円及びこれに対する平成24年8月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、藤沢市（被告）の住民である原告が、藤沢市長を被告とする住民訴

訟に勝訴したとして、被告に対し、地方自治法242条の2第12項に基づく弁護士報酬の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、証拠上容易に認めることができる（証拠によって認めた事実は、認定事実の後に、認定根拠となつた証拠をかつて書する。）。

- (1) 原告は、藤沢市（被告）の住民である。
- (2) 原告は、平成22年、藤沢市長を被告として、藤沢市が藤沢市土地開発公社（以下「開発公社」という。）との間で、藤沢市善行六丁目3613番、畠、1656m²（実測1777.57m²）（以下「本件土地」という。）について売買契約を締結することの差止めを求める訴え（横浜地方裁判所平成22年（行ウ）第19号。以下「別件訴訟」という。）を提起した。
- (3) 別件訴訟については、平成24年7月25日、原告の請求を全部認容する判決（以下「別件訴訟判決」という。）が下され、同判決は、控訴されることなく同年8月8日の経過により確定した。

別件訴訟判決の理由の概要は次のようなものであった。すなわち、被告は、開発公社との間で、後に被告が買い取ることを前提として、開発公社が本件土地を1億0850万円で買い取ることを内容とする土地の先行取得委託契約（以下「委託契約」という。）を締結したものであるが、本件土地の正常価格は2660万円であると認められるから、上記先行取得価格は、適正価格の約4倍という著しい高額であって、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反する。したがって、このような金額を前提とした委託契約を締結することは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くから、市長に与えられた裁量権を逸脱、濫用し違法と評価されるべきところ、開発公社も、そのような事情を認識していたと認められるから、委託契約は私法上無効であり、私法上無効な委託契約に基づいて土地売買契約を締結することは違法である

と判断したものである。

- (4) 原告は、被告に対し、平成24年8月10日付書面によって、弁護士報酬400万円の支払を求めた（甲3）。

2 争点と争点に関する当事者双方の主張

本件の争点は、原告に対して支払われるべき弁護士報酬の額であり、この点に関する当事者双方の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 原告

ア 原告が別件訴訟を提起し、売買契約締結差止めの判決を得たことにより、被告は、1億0850万円の支出を免れたのであるから、この金額に相当する経済的利益を得たことになる。

現在においても、弁護士報酬契約の基準として一般に援用されている横浜弁護士会報酬規程（以下「報酬規程」という。）によれば、報酬金の額は、経済的利益300万円以下の部分が着手金・報酬金併せて（以下同じ。）その24%、300万円を超える3000万円以下の部分がその15%、3000万円を超える3億円以下の部分がその9%とされているから、これを前提に報酬額（着手金・報酬金の合計額）を計算すると、次のとおり1183万5000円となる。

$$300 \text{ (万円)} \times 0.24 + 2700 \text{ (万円)} \times 0.15 + 7850 \text{ (万円)} \times 0.09 \\ = 1183 \text{万} 5000 \text{ (円)}$$

以上の点や、別件訴訟の経過等に照らしてみれば、原告の弁護士報酬請求額400万円は、控えめな金額であって、決して過大な金額ではない。

イ 被告は、地方自治法242条の2第1項1号所定の請求（以下「1号請求」という。）は、その経済的利益を算定することができないから、そのことを前提に報酬額を算定すべきであると主張するが、その主張は、最高裁第1小法廷平成21年4月23日判決（以下「平成21年判決」という。）に反するものであって失当である。

(2) 被告

ア 1号請求は、財務会計行為の差止めを内容とするものであって、この請求に対する勝訴判決があったとしても地方自治体が金銭的利益を得るわけではない。また、住民訴訟は、もともと財務行政の適正な運営の確保という抽象的な価値の実現を目的とするものであって、経済的利益を観念することはできない。したがって、別件訴訟勝訴によって得られる経済的価値は算定不能と考えるべきである。

報酬規程は、このような場合、経済的利益の額を800万円として報酬額を算定すべきものとしているところ、これを前提として算定した報酬額の最下限（原告主張の割合で算定した金額から30%を減じた額。）は102万9000円となる。したがって、原告の主張額400万円は明らかに過大である。

イ 原告が引用している平成21年判決は、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2第4号に基づく請求（以下「旧4号請求」という。）に関する事案であるから、本件に適用されるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点について判断する。

(1) 一般に、住民訴訟の訴額算定の基準となる「経済的利益の額」は算定不能であるとされているが、これは、住民訴訟の原告である住民は、住民訴訟における勝訴判決によって直接的な利益を得るわけではなく、地方自治体の財務行政の適正な運営が確保されるという間接的な利益を得るのにとどまるし、このような間接的利益の額を算定することは困難であるからであると解される。

これに対し、住民が住民訴訟において勝訴した場合、地方自治法242条の2第1項によって弁護士報酬額を算定するのに当たっては、住民訴訟によって、当該地方自治体自身が、どのような経済的利益を得たかを考慮すべき

である。このように、住民訴訟の訴額を考える場合の経済的利益と、弁護士報酬額を算定する場合の経済的利益とは、別の概念として理解することが可能なのであるから、前者が算定不能であるからといって、後者も当然算定不能として取り扱わなければならないものではない。平成21年判決も、このような考え方に基づき、弁護士報酬額を算定する場合には、住民訴訟の勝訴判決によって、地方自治体が具体的にどのような利益を得たのかを踏まえた判断をすべきであるとの判断を示したものと理解することができる。

(2) この観点から考えた場合、被告は、別件訴訟判決によって、2660万円の価値しかない土地を1億0850万円で購入することを免れたのであるから、少なくとも、その差額である8190万円程度の経済的利益を得たということができる。

被告は、差止め訴訟においては経済的利益を観念することはできないと主張しているが、私法上の差止訴訟の訴額を算定する場合、差止訴訟であるから経済的利益を観念することはできないなどといった議論はされていないはずであるし、住民訴訟の特殊性を、弁護士報酬算定の場合にまで反映させる必要はないことは(1)で説示したとおりなのであるから、上記主張を採用することはできない。

そこで、経済的利益の額8190万円を前提に、報酬規程に基づく報酬額(着手金及び報酬金の合計額)を算定してみると、次のとおり944万1000円となる。

$$\begin{aligned} & 300 \text{ (万円)} \times 0.24 + 2700 \text{ (万円)} \times 0.15 + 5190 \text{ (万円)} \times 0.09 \\ & = 944 \text{万}1000 \text{ (円)} \end{aligned}$$

(3) 以上に指摘した点、及び別件訴訟の内容や審理経過(審理期間は1年数か月で、口頭弁論期日の回数は16回程度、鑑定も行われている。)などに照らしてみれば、原告が主張する弁護士報酬額400万円は相当であると認められる。

なお、原告は、別件訴訟判決が確定した日の翌日から遅延損害金の請求をしているが、弁護士報酬の支払期が住民勝訴判決確定の日であると解すべき根拠はなく、むしろ、同報酬支払請求債権は、期限の定めのない債権であると解するのが相当である。そして、原告の、平成24年8月10日付書面（弁護士報酬の支払請求をしたもの）が、被告に到達した日を示す客観的証拠は存在しないが、被告は、同月28日付文書によって原告の支払請求に対する回答をしているから（甲4の1）、どんなに遅くとも、その前日までには原告の支払請求が到達していたと推認することが可能である。したがって、遅延損害金の起算日は、その翌日、すなわち平成24年8月28日とすべきである。

2 以上の次第で、原告の請求は、主文第1項記載の限度で理由があり認容すべきであるが、それを超える部分（遅延損害金請求の一部）は理由がなく棄却すべきである。よって、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条を適用して（棄却部分は僅かなので、訴訟費用は全部被告に負担させることとする。）、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第4民事部

裁判官

鶴岡稔彦

これは正本である。

平成25年1月30日

横浜地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 押川

誠

